令和３年第５回　飯塚市議会会議録第５号

　令和３年９月１０日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第９日　　９月１０日（金曜日）

第１　議案に対する質疑、委員会付託

１　議案第７３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）

（　総務委員会　）

２　議案第７４号　令和３年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

（　福祉文教委員会　）

３　議案第７５号　飯塚市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

４　議案第７６号　飯塚市個人情報保護条例及び飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

（　総務委員会　）

５　議案第７７号　飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

６　議案第７８号　飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例及び飯塚市子育て  
支援センター条例の一部を改正する条例

（　福祉文教委員会　）

７　議案第７９号　飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

８　議案第８０号　飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例

（　協働環境委員会　）

９　議案第８１号　飯塚市工場等誘致条例の一部を改正する条例

（　経済建設委員会　）

10　議案第８２号　飯塚市職員退職年金及び退職一時金等に関する条例等を廃止する条例

（　総務委員会　）

11　議案第８３号　契約の締結（幸袋交流センター建設工事）

（　協働環境委員会　）

12　議案第８４号　土地の処分（地方卸売市場跡地）

（　経済建設委員会　）

13　議案第８５号　飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること

（　総務委員会　）

14　議案第８６号　指定管理者の指定（飯塚市穂波福祉総合センター）

（　福祉文教委員会　）

15　議案第８７号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）

（　福祉文教委員会　）

16　議案第８８号　市道路線の認定

（　経済建設委員会　）

17　認定第１３号　令和２年度 飯塚市水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

18　認定第１４号　令和２年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

19　認定第１５号　令和２年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

20　認定第１６号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

（　経済建設委員会　）

第２　追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

１　議案第９３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）

（　総務委員会　）

第３　常任委員会委員長報告

１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第９３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）

第４　請願の委員会付託

１　請願第３号　「総合評価落札方式」による入札制度に関する請願

（　総務委員会　）

２　請願第４号　飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願

（　議会運営委員会　）

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。「議案第７３号」から「議案第８８号」までの１６件及び「認定第１３号」から「認定第１６号」までの４件、以上２０件を一括議題といたします。ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第５１条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第５２条に基づき、議長において質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第７３号」について、最初に、２７番　道祖　満議員の質疑を許します。

○２７番（道祖　満）

　「議案第７３号　令和３年度飯塚市一般会計補正予算（第５号）」、１０款、教育費、５項、社会教育費、４目、文化財保護費、２６９２万２千円についてお尋ねいたします。以前から、ＮＰＯ法人から嘉穂劇場を譲り受けるというふうに聞いておりましたけれど、今回、嘉穂劇場の関連の費用はここに掲載されていると思いますけれども、ＮＰＯ法人から嘉穂劇場は正式に譲り受けたのか、いつ譲り受けたのか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　嘉穂劇場を所有・運営するＮＰＯ法人嘉穂劇場につきましては、令和３年５月１７日、社員総会が開催され、法人の解散、清算人の選定及び残余財産の帰属先について審議を行い、残余財産の帰属先は飯塚市とする旨が可決されたとの報告を令和３年５月１９日に受けました。その後、ＮＰＯ法人は清算手続を行い、令和３年７月下旬、ＮＰＯ法人の残余財産が確定し、８月１１日に残余財産についての贈与証書が飯塚市に提出をされたため、嘉穂劇場の贈与を受ける飯塚市の意思表示のため、ＮＰＯ法人と飯塚市双方の意思決定、合意として、本年８月２０日に贈与契約を締結しております。なお、嘉穂劇場の贈与を受けることで必要な施設維持管理予算が本市議会において可決されることで、契約の効力が生ずることを条件として、贈与契約の締結を行いました。したがいまして、今回計上させていただいております予算の議決をいただきましたら、速やかに所有権移転の手続を行う予定であります。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今、５月からの経過を答弁いただきましたけれど、これを議会に報告を何らかの形でしておるのかどうか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　先ほどご答弁しましたとおり、ＮＰＯ法人と飯塚市において、贈与契約を８月２０日に締結をしております。本議会中の福祉文教委員会において報告をする予定としております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　それでは、まだ報告していないということを確認いたしますけれど、そのとおりでいいのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　以前の一般質問では、年間維持費は約４千万円との答弁でありました。今回の費用の内訳では、整備費は２１１６万５千円となっておりますけれども、今後の整備費総額は幾らになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　今後、必要となる施設整備費につきましては、市への所有権移転後に調査を行う予定としておりますが、参考としましてＮＰＯ法人からお聞きした内容では、大屋根改修工事、空調機器更新工事、音響設備更新工事、舞台照明設備更新工事が必要と聞いております。今回計上させていただいております予算は、ＮＰＯ法人からの施設現況の状況を参考に施設の状況調査、雨漏りや機器の老朽化により改修を急ぐ必要のある屋根や空調改修に係る調査設計予算を計上させていただいており、施設整備総額につきましては、市への所有権移転後、必要となる施設整備について調査設計を行いまして、積算のほうを行っていく予定としております。また、議員が言われました年間維持費の約４千万円につきましては、ＮＰＯ法人が管理運営を行うために必要な経費でありまして、ＮＰＯ法人が公表している決算書をもとに答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　確認しますけれど、今回出された予算が通れば嘉穂劇場を正式に譲り受けて、そして、修繕費、単純に言えば大屋根とか空調とか言っておりましたので、建物の最低限かかる保全の費用を今から調べますということは、幾らかかるかわからないものをＮＰＯからいただくということになるわけですね。いや大体単純な話、こういうことを聞きたいわけですよ。いただくのはいいけれど、大体どれぐらいの費用をもって改修をして、維持管理費はそのやり方によって違いますからということでしょうけれど、幾らのものを、幾らの修理費をかけて、今後、維持管理していくつもりなのか。総額はわからないですねと言っているのです。前回の一般質問でも、この施設は公共施設を１つ建てるのと一緒なんですという質問をいたしましたね。だから当然、今回譲り受けるなら、大体の修理代、単純に言えば修理代ですね。修理代がどれぐらいかかりますと。皆さん、それぐらいの負担をしてでも登録有形文化財として、飯塚の顔として、これは残していきますということを言っていただきたいのですけれど、まだそういうことはわからないということですね。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　現在のところ、総額というのはつかんでおりません。今後の調査により積算を行いたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先の一般質問の答弁では、総合的に教育委員会とともに協議しながら、しっかりとまちづくりに貢献できる市施設として活用していきたいと思っていますとありました。その後、どのような活用をするか協議はされて、その方向性は示されたのか、定まったのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　嘉穂劇場の保存・活用につきまして、今後の運営も含めて、関係課などと内部協議を行いました。協議内容につきまして、新しい発想や多くの意見を運営方法に反映させ、飯塚市の文化振興、まちづくりに最大限貢献していくことが肝要であると考えることから、多くの意見をいただくために、外部有識者や若者、業界関係者などに参加をいただき、新たな協議組織を設置することが必要であり、組織の人選も含め、早い段階で設置に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　考えておりますということは、何もしていないということですか。何かしたのですかと聞いているのです。例えば関係者と協議をされて、例えば今回、予算をのせました。そして調査をして、調査の結果によっては修理しなくてはいけない。だけれど、税金を使って１つの公共施設をつくるのなら、そのオープンのめどのとき、そういうことについては目標管理をきちっとしてやらなくてはいけないと思うのですけれど、そういうことを、大まかでもやられてないのですか。例えば協議をするとされていますけれど、いつまで協議されるのですかということなのですよ。いつまで協議をして、そしてこれは新しい嘉穂劇場として、公共施設嘉穂劇場として、いつオープンするつもりで取り組むのかということをお尋ねしているんです。そのためには関係者と協議しなくてはいけない。しなくてはいけないと言うけれども、一般質問のときも言いましたけれど、昨年１２月からその方向性が決まっているならば、関係者なり、内部協議なり、最低限でもその辺は示さなくてはいけないのではないかと思うのですけれど、今の答弁では、そういうことは一切考えていないというふうにご理解していいのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　嘉穂劇場の運営方法について、その方法として、例えば直営や業務委託、指定管理などの方法も考えられまして、どのような方法が適しているのか、商工観光課などとも頻繁に打ち合わせを行っております。また、運営開始後を想定しまして、嘉穂劇場を例えば貸し館をするのであれば、その使用料などについて検討するため、類似の施設の情報の収集を行いまして、総合政策課や財政課などとも打ち合わせを行っております。これらと協議をする中で、今後、嘉穂劇場を魅力ある施設とするためには、例えば周辺の商業施設や文化施設との融合なども含めて、外部の方のご意見をいただきながら、新たな協議組織からも意見をいただき、そういった意見も総合的に検討して進めていくべきという考えに至ったものでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　あなたの答弁、わかりますよ。わかりますけれど、であるならば、それにはどれぐらいのお金をかけてやるんだということを示さないとだめなのではないかと言っているのです、僕は。それが１２月の段階から今日まで示されていないではないですかと言っているのです。そして今度、ぽんと予算がのってきた、８月２０日の協議によって。それでこの予算によって、これは議会が承認したら、嘉穂劇場は公共施設嘉穂劇場として維持運営管理していくということを今言っている答弁ですよ。だけれど、どういう形で使うかわからないものを提案されて、幾らかかるかわからないものを提案されて、それを認めろ、議会でと。議会で認めないと、この話は、ＮＰＯさんとの話はないというような答弁では、それは主体性はどちらにあるのですか。議会に主体性があるからそう言っているのですか。それが嘉穂劇場を譲り受けるので、議会としてどのような運営がいいか検討してくれという特別委員会でもつくって提案されるのだったら話はわかります。今の答弁を聞いていたら、執行部としての主体性は何も聞こえてこない。市民の人たちは、飯塚の顔として残してくれという声は聞きますけれど。譲り受けるのはただですよ。だけれど、これから修繕費はどれぐらいのお金がかかって維持管理していく。何十年、建物を維持管理していく、そういうやつは全然示されていないではないですかと言っているのです。あなたの答弁では、この議決が通らなければ、このＮＰＯとの契約はない話です。それをあなた、ちょっと取り方によっては議会の責任ですよと言っているだけの話ではないですか。そういう答弁がありますか。私はないと思いますけれど。それはこの場ではいろいろ意見を言ったらいけませんから、後は委員会で質疑をしていただきたいと思いますけれど。思いますけれど、６月に市の普通会計財政見通しが出されておりますね。令和３年度から５年度まで。公共施設としての嘉穂劇場に関する費用については計上がされておりません。されておりませんでしょう。ということは今後、財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推定値は、予想よりもこれに経費がかかれば減っていくというふうに思いますけれど、そのとおりではないでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　財政課長。

○財政課長（落合幸司）

　質問議員がおっしゃるとおり、６月に公表いたしました財政見通しには、嘉穂劇場にかかる今後の施設整備費や運営に関する経費は含まれておりません。また、先ほどの答弁にもございましたが、現時点で今後の施設整備費や運営に関する経費につきましても、今後の調査や運営方法の決定を行った上で積算することとなっておりまして、具体的な数字は把握できておりませんので、具体的な数値で答弁することは難しい状況ではございますが、質問議員がおっしゃるとおり、財政調整基金及び減債基金の年度末残高につきましては、必要となる一般財源は全てこういった財政調整基金の取り崩しで対応することになりますので、その一般財源の額と同額が減少するものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　再三言いますけれど、この話は昨年１２月から市長が前向きに取り組むという話で、きているわけですね、まちづくりのために。そのまちづくりのために取り組むということについて、私は以前も言いましたけれど、否定はしていないのです。だけれど、財政見通しの中に、財政見通しの文章をずっと読むと、嘉穂劇場の「か」の字も出てこないのです。そのとき、何も決まっていないからという話かもわかりませんけれど、ほかのことについては今後、いろいろな事情で歳入歳出が変わってくるから、確定の数字ではありませんと、将来の数字は。そうは書いておると思いますけれど、市長が取り組もうとしている内容であるならば、なお、今後この令和３年度から５年度の間には嘉穂劇場を譲渡されて、そして整備して運営していく可能性があります。したがってそれによっては、おっしゃるとおり将来的に数値は変わってくる可能性がありますとか、一言わかっているならばつけ足しておけばいいではないですか。何も書いていない。そういうことでいいのかなという、私は勝手に思っておりますので、こういう点についても、委員会でよくよく嘉穂劇場を今後どうするのか、ぜひ十分な審議をしていただきたいと思っておりますので、よろしく委員会のほうの審査要望をして終わります。

○議長（松延隆俊）

　次に、５番　金子加代議員の質疑を許します。（発言する者あり）取り下げますか、はい。

　次に、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。先に予算書１５ページの嘉穂劇場関連をお尋ねします。取得に至る経過は、今の質疑答弁で大体把握できました。それでどう契約を結んだのか。先ほどの話では仮契約ということだと思うのだけれど、先ほどから贈与契約書と言われております。内容を少し説明してもらっていいですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　贈与契約につきましては、贈与者、特定非営利活動法人嘉穂劇場と、受贈者、飯塚市が贈与の契約を結んだものでございます。その贈与を受けた財産につきましては、土地が４筆、劇場の建物が１棟となっております。土地につきましては、嘉穂劇場のあります飯塚市飯塚２８０番地１４、２８０番地１５、２８１番地３、２８２番地１となっております。劇場につきましては、２階建てとなっておりまして、１階の面積が１３３０．８７平方メートル、２階が５９４．１３平方メートルとなっております。あと、先ほど申しましたとおり、直近に開催される飯塚市議会において、本件不動産の贈与に関する施設維持管理費予算案が可決された場合は、本契約の効力を発生するという条件をつけております。契約日につきましては、令和３年８月２０日となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今言われた４筆の宅地には、建物の底地も当然あると思うのだけれど、駐車場あるいは事務所がありますね。それは含んでいるのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　駐車場、事務所敷きについては含まれておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　贈与契約書の第９条に、「別紙事業贈与契約書」というのがありますね。契約は２つ交わしたわけですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　嘉穂劇場の残余財産として、不動産に関するものにつきまして、贈与契約を締結をしておりまして、嘉穂劇場の運営をしておりました事業につきまして、事業贈与契約書を締結しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど説明がなかったので、契約書の中には別に締結すると書いて、本契約書２通を作成し、甲乙各１通を保有すると書いていますね。先ほど、どうして答弁がなかったのですか。説明がなかったのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　先ほど、説明のほうが漏れておりました。申しわけありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで先ほど説明があった贈与契約書、この中には市議会の議決をもって、施設維持管理予算案が可決されたときに、あるいは及び法令の定める関係官庁の承認を得られたときに効力を生ずると、このようになっているのは、事業贈与契約書のほうなのですね。先ほどから説明があっている贈与契約書には書いていないわけです。これはどういう説明なのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午前１０時２４分　休　憩

午前１０時２７分　再　開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　事業贈与契約書の中に、法令に定める関係官庁との承認を認められるときに効力を生ずるというものを記載した理由といたしましては、今後、嘉穂劇場を劇場として運営していく上で、必要となる関係官庁との手続が発生してまいりますので、その旨を記載したものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで、事業贈与契約書と２つ目のほうはなっているのだけれど、これは事業譲渡契約書ではないのですか。贈与と譲渡とどう違うのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長

○文化課長（坂口信治）

　譲渡につきましては、有償無償がどちらも含まれておりますが、贈与につきましては無償ということで、贈与の文言を使っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　総務委員会で丁寧な審査をしてもらいたいのですけれど、価値の評価としては、先ほど土地４筆、それから建物ということで、文化的な価値、精神的な価値というのは置いて、財産としての価値としては、どういう状況かわかりますか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　嘉穂劇場の価値につきましては、当然、登録有形文化財でありますので文化財的な価値も含まれてくるものと思われますが、嘉穂劇場につきましては、芝居小屋としまして、昭和６年に開場して以来、この筑豊地域の石炭産業とともに、その娯楽施設として運営をされてきたものでありまして、その当時からこの地域の中心の施設として残ってきたものでありまして、平成１８年には筑豊地域で唯一の劇場建築の遺構として登録有形文化財になったものでございまして、資産的な価値というのは、数字として明確にお答えすることはちょっと難しいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　前段でおっしゃった文化的な、精神的な価値の問題は今課長がおっしゃった、あるいはそれ以上のものかどうかわかりませんけれど、私も熱く思うところがあるわけです。ただ予算にかかわる審査をしておりますので、４筆の譲渡を受けるのだったら、土地の譲渡を受けるのだったら、その資産価値がどのくらいでしょうかと。建物はどれぐらいの資産価値があるのかと。それはわからないという答弁を今されているのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　この土地の価値につきましては、今後、駐車場を含む土地について不動産鑑定等を行いまして、その価値については把握に努めたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　駐車場など、この議案に関係のないことは、あまり。私は時々、聞きますけれどね。今は聞いていない。わからないということですね。もらったものがどれぐらいの価値があるのかは今から調べますとおっしゃるようです。それでこの契約については、契約そのものは多くの市民が知らないだろうと思うのですけれど、期待感というのは市民の中に相当広がりがあっただろうと思います。それで、先ほど道祖議員との質疑応答、答弁等の中でもちょっと見えましたけれど、この取り組みを地域経済と文化と、それから観光などが大きく支えていくと、この取り組みを。単なる貸しホールをつくるわけではないわけですから。そういうような展望について考えておりますということだったけれど、もう少し、議会が「そうだな」と考えることができるようなことはないのですか。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　この嘉穂劇場の今度の施設の整備とあわせまして、今後、この嘉穂劇場をどのように活用していくのか、しっかりと今後検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　平成１５年のときには、全国から義援金が嘉穂劇場ということで３億円いただいた。もう少しコロナの時代を突き抜けて、新しい地域文化を全国に発信していくというようなことでいけば、今特殊に、コロナの時期にふるさと応援寄附金が急上昇はしているという側面はあるけれども、全国の心ある方々の支援を積極的に組織していくというようなことも当然考えておられるとは思います。嘉穂劇場応援隊とかね。そういったことは内外でできると思うのだけれど、先ほどから、この後先、拙速について指摘をするところがあります。それについては付託先委員会でさらに詰めてもらいたいと思うのですけれど。私が本会議場であえて２点、お尋ねしておきたいのは、一つはあれだけの大規模な木造建築物ですので、そこからくる一つとしては建築基準法、文化財ということで適用除外とかいう側面もあろうと思うけれど、安全でなければならないわけですよね。興行もすることがあるでしょうから、当然。だから、それについてはどのようにお考えか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　劇場の安全面のお話でありますが、まず、この嘉穂劇場につきまして、福岡県の文化財保護課のほうに建築基準法での問題について確認をしたところでございます。その中で、建築基準法が施行されました昭和２５年以前の建築物でありますことから、現状のまま活用する場合には、これまでどおり利用できるという回答でありました。なお、不特定多数の方が、議員が言われますように今後利用される施設でありますので、利用者が安全に利用できる施設が望ましいとの助言もいただいておりまして、今後、嘉穂劇場の活用方法とあわせて、安全面についても検討を進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その安全面のもう一つの側面になりますけれども、消防法、どこにどういうふうに手を入れなければならなかったのか。これからどうなのかということをどう考えておるのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　文化課長。

○文化課長（坂口信治）

　これまでＮＰＯ法人においても、消防法の規定に基づき、管理運営を行われていますことから、現状で活用する場合にも特に問題がないものと考えております。また、今回の譲渡に当たり、飯塚消防署片島分署に確認しましたところ、消防法上の問題点はないとの見解をいただいておりますが、所有権移転に伴い、管理権限者変更届出及び防火管理者選任届の手続が必要と聞いておりますので、今後、所有権移転後に速やかに手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今、安全の問題で２点、建築基準法との関係と消防法との関係を聞きました。せっかくのこの財産を飯塚市民が地域の草の根からの取り組みの中で守り続けてきたわけでしょう。立派な興業者もおられたのだろうと思うけれど。それを飯塚市が受け取って、仮にも消失したとかいうようなことになってはいけないわけですから、万全の構えでいく必要あるけれど、先ほどから拙速を見聞きするところがあるのでちょっと心配しています。それでいずれにしても、私としては市民が守り育ててきたものを今後中身はやはり市民が主役で発展振興させていくと。飯塚市はその内容についてはお上然とした形で、干渉していくようなことがないように、市民の創意にあふれる取り組みのそういう拠点となるように、特別に工夫してもらいたいというふうに思います。先ほどから言っていますけれど、拙速それから瑕疵があるところについては未然に防ぐ、あるいはカバーするというのは重要だろうと思っています。

　次に、１４ページ、歳出において、菰田・堀池地区活性化事業費、雨水管布設替工事３１００万円、１３ページにおいては、歳入において雑入が同額のもの、負担金が入っております。予算計上の事情の説明を求めます。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　旧卸売市場跡地につきまして、株式会社イズミを候補者として、企業誘致活動に取り組む中、水産部敷地内に埋設する既存の雨水管が存在しておりますことから、雨水管を北側市道に新たに布設がえを行うものでございます。工事概要は工事長１２０メートル、工事期間は１１月から本年度末３月を予定しているところでございます。予算は歳出予算として工事費３１００万円を計上し、工事費相当額全額を誘致企業が負担することから、歳入予算３１００万円を計上しているものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現状有姿での売却とお聞きしたことがありますけれども、飯塚市がどうして、ちょっと複雑なやり方を今回についてはやるのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　株式会社イズミと不動産売買仮契約書の締結に当たり、事前に確認し、水産部跡地敷地内の雨水管敷設替工事は、飯塚市が施工する。この場合は、工事費は株式会社イズミから負担金として受領するとなっております。市といたしましても、当該雨水管は公共施設として施設管理する必要があるため、施工段階から施工管理が市が行う必要があるというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の雨水管は、誰が設置したのですか。誰が設計し、誰が設置しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　現在の管につきましては、市が施工し、設置しているものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

設計は飯塚市ということになりますか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現状有姿ということだけれど、７月ですか、その仮契約は。１日か。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　７月１２日でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７月１２日に仮契約を結ぶときに、現状有姿ではなくて、飯塚市が仕事しましょうということなのだけれど、設計は誰がするのですか。飯塚市がするのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　最終的な設計は飯塚市のほうで行います。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　設計につきましては、株式会社イズミのほうが実施をしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　統一見解を出してくれませんか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　株式会社イズミのほうが設計をいたしまして、その後、飯塚市の都市建設部のほうが予算措置、予算手続を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　先ほど言うように、公共物として施工はしっかりされる必要があるし、管理もしっかりされる必要があるので、こういう手法を考えたということでしたよね。であれば、もともと現状のものは当然ながら飯塚市が設計し、飯塚市が施工し、そして維持管理してきたわけでしょう。今度のことを７月１２日の仮契約のときに当たって、責任を負わないといけないと飯塚市は言いながら、イズミに設計してもらって、施工とその後の管理は私がしましょうというふうに言うのは、筋が通りますか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　まず１点目の現状有姿での売却につきまして、少しご説明のほうをさせていただきます。今回、現状有姿の売却となりますが、その内容は処分する土地に存在しております老朽化した市場の建物や構造物を、現状のままとして土地を売却するとの内容となります。不動産売買において、現状有姿につきましては明確な定義というものがないものと思っておりますが、契約当事者の双方が売買物件の現状を認識し、売買について合意することで現状有姿での売買が成り立つものと考えております。今回の場合、譲渡物件の地中に雨水管が入っておりますことを双方で合意の上で契約を締結しておりますので、議員がおっしゃるとおり、現状有姿の売却の中にはこの雨水管というのは含まれております。ただ、当該雨水管につきましては、売買の前提といたしまして、敷設がえにつきましても飯塚市が施工をし、株式会社イズミが負担するという点を合わせて合意しているところでございます。その中で経過と申しますか、イズミさんのご負担にしたというのは７月１２日以前からのお話がございます。昨年１１月、協定締結以降、協定書の第３条のほうに、開設に向けて相互に協力するということを双方で合意させていただいたところでございますが、その後１２月に関係課で打ち合わせを行いました際に、その前までは現状有姿ということでイズミさん施工、イズミさんのご負担でという形をとっておりましたが、１２月の関係課の打ち合わせの中で、先ほど来、ご説明しておりますこの工事は埋設管となります。また移設先は道路ということにもなりますので、施工管理をしっかりと行い、施工後の責任の所在を明確にするために、同社による施工ではなく、飯塚市による施工がよりよいという結論に至りまして、このような対応とさせていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　だから、それだけ大事な工事ですよということなんでしょう。なぜ、イズミの設計で飯塚市が施工管理するという形をとるのか。市の道路敷きにもかかわると言われたでしょう。市が設計すればいいじゃないですか。そこのところはどういう判断なのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　この市場跡地の活用につきましては、令和元年度から株式会社イズミを候補者として企業誘致に取り組んでいるところでございますが、当初から敷地を活用するためには雨水管というのがあるということで、この敷地を活用するためには雨水管の布設がえを行う必要がございます。そのための雨水管敷設がえの設計を株式会社イズミが事前に行ったというところでございますが、これにつきましては、もともと同社の施工、現状有姿での売却ということで、１１月、双方に確認をした中で、イズミに確認しましたら、年明けから設計を行いまして、私どもが確認をいたしました７月２日の時点で設計を完了しているというところがございましたので、設計についてはイズミさんのほうで行っていたというところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　昨年１２月の協議というのも気になるのだけれど、イズミが設計する。その設計に基づいて市が発注した業者が仕事をする。想定外のことが起こりました。何か硬い構造物があって、それを打ち割ってしまったとか。そういうとき、それはちょっと例えばですけれど、設計にミスがあったという場合はイズミが責任をとるのですか、市が責任をとるのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　設計につきましてはイズミのほうで設計を行っておりますが、最終的には市が発注するものとなります。発注段階において、その設計内容の確認を行いながら、市のほうで発注したいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ところで、あなた方はイズミの設計図書を見たと思うけれど、大丈夫だという判断をしたのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　その段階で確認しながら、市のほうでもその設計内容を確認して大丈夫だというふうに判断しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その設計図書は飯塚市所有になっているのですか。飯塚市が保有する公文書になっていますか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　その分につきましては飯塚市の所有とはなっておりません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市は持たないのですね、見ただけなのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　確認を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　確認したって、どうやって確認するのですか。保有せずにイズミに見せてもらっただけ、目で見ただけ、何を確認したのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　その図書を見ながら市のほうで確認をしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どうやって発注するのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　発注としましては一般競争入札を想定しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市が設計図書を持たないのにどうやって入札するのですか。公告はどうするのですか。どんな工事するかわかりませんけれど、とにかく手を挙げてくださいと言って入札するのですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　設計図書としましては、イズミの図書を見ながら市のほうで設計図書の作成を行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　少しさ、ここは飯塚市議会の本会議場ですよ。あなた方が出している一般会計補正予算に予算計上されたことについて質問しているのですよ。何でそんなに答弁をころころころころ変えるわけですか。質問が成り立たないではないですか。予想していたからよかったけれど。そこでここは、総務委員会でもやってもらいたいと思うけれど、１２月の何日ですか、その内部協議をしたのは。相手もいたのか。ちょっと登場人物といつのことか教えてください。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　私どもが同席させていただいております昨年１２月２２日でございます。関係課の打ち合わせということで、都市施設整備推進室、都市計画課、土木建設課、農業土木課、そして私ども企業誘致推進課となります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そのときに、今、市がやろうとしている方法をどこかの担当課が提案したわけですか。どこかの提案をみんなで了承したわけですか。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　どこかの課が提案したというものではございませんが、その協議の中で協議を行ったものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　湧いてきたわけですか。会議録があるでしょう、内部協議の。この会議録を見ながら誰が提案したのか、誰が問題提起したのか、ちょっとしっかり答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　飯塚駅周辺整備推進課長。

○飯塚駅周辺整備推進課長（大井慎二）

　会議録についてはございません。ただ、協議の中で、やはり先ほどから申し上げていますとおり、雨水管については市の公共施設であり布設がえは市が管理することから、施工段階から施工管理をしっかりと行う必要があるということで、協議の中で協議を整えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。会議規則第５１条第１項の規定により発言は全て簡明にするものとされておりますので、どうか、そのご理解の上、質疑を行っていただきたいと思います。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　多分、そういう答弁や説明は飯塚市議会では通用しないと思います。この件についての質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第７４号」から「議案第８２号」までの９件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「議案第８３号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第８３号　契約の締結（幸袋交流センター建設工事）」、株式会社サカヒラが落札という説明です。入札方式は総合評価方式ということになっています。いただいた資料を見ますと、なかなか難しいですね。評価点、評価値についての説明書きがありますけれど、ちょっと簡潔に説明してくれますか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　本案件は、総合評価落札方式として入札を執行いたしております。その評価の内容ということで、今、お尋ねのあった件でございますけれども、それぞれ今回、応札業者６者ございますが、その中で、市が策定いたしました評価基準に基づいて、それぞれ施工計画、企業の技術力、配置予定技術者の技術力ということで提案をいただいております。それをもとに市内部で評価を行いまして、またその評価内容について、九州地方整備局のほうに評価内容が正しいかということで協議を行いまして、今回、点数を設定しております。これはそれぞれ点数が出ておりますけれども、この点数を入札応札金額で除したものが評価値となり、この一番高い評価値となった者が落札者として決定されるというような方式で決定をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　圧倒的な市民はわからないと思います。これは議決が必要な契約に関しては、今は全て総合評価方式ということになっているのですか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　設計金額１億５千万円を超えます土木一式工事及び建築一式工事につきましては、総合評価落札方式を採用いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　試行から何年になりますか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　本年度で４年目になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その間の入札件数、どれぐらいありますか。

○議長（松延隆俊）

　契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　平成３０年度から令和３年度までの４年間で７件執行いたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　７件の段階で、中間的に総合評価方式の試行の目的との関係で、どういう評価をしていますか。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。議題外にわたっておりますので、その分、十分注意して質疑を行っていただくようお願いをいたします。もうちょっと議題外にわたっていますので、それも再度。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　請願の審査しているところだった。それで今回の幸袋交流センターですけれども、この７件のうち３件が交流センターの建設工事でしょう。立岩と鯰田と二瀬と、７分の３が交流センターなのです。そして今回で８件目で、交流センターは４件と。８分の４は交流センターということになるわけですね、今回を入れると。それでこの方式による入札、施工が総合評価方式の導入目的との関係でどうであったかというのは、この契約を審査する上で、どうしても聞かざるを得ないのです。それの答弁を求めます。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時　３分　休憩

午前１１時１４分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。契約課長。

○契約課長（東　剛史）

　総合評価落札方式を導入いたしまして、今回上程をさせていただいております幸袋交流センターまでの工事で、全部で７件となっておりまして、うち４件が交流センター整備工事となっております。先ほど申し上げましたように、それぞれの提案を受けまして、その点数、技術力の高いところが落札するという方式でございまして、これまで７件ございますけれども、それぞれ施工計画どおり施工がなされ、いずれも特に問題もなく竣工しているというような状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

さっき私が８分の４と言ったのを今訂正していただいたのですね。今回を入れて７分の４ということだと思います。それはわかりましたが、どうしてこれを聞いているかというと、試行とはいえ、漫然と総合評価方式でいきましょうと考える必要もないわけで、それで積極的な意味合いを皆さんのほうは持っているわけでしょうから、評価としては、もう少し正確に考えていかなければならないのではないかと。今の話だと余り考えていないね。今度も総合評価方式と。あっさりという感じですよ。やはり、最小の負担で最大の効果を取らないといけないわけだから、これはどうかと、金額の面でも。それから当然、品質確保でしょう。それから地元の業者の育成につながるというのが鍵でしょう。それについてお答えになっていないので、これは総務委員会できちんと報告もしていただいて、審査していただきたいと思っています。それからもう一つはこれとの関係なのだけれど、先ほど答弁のあったくらいの話では、余り問題がありませんみたいなことなら、競争入札でいいわけです。指名競争入札で。あるいは一般競争入札でもいいかもしれない。これにいろいろ不安なことがある場合がありましょうから、そういう場合は最低制限価格の事前公表の見直しとか、あるいは変動型を対象を広げるとか、見直しというのは事後公表のことですけれど。というように組み合わせていってもいいのではないかと思うわけですね。そういうことを考えて今回入札したのかと。それでもなおかつ総合評価というふうにしたのかというようなところを審査してもらいたい。

それから次は場所の問題です。遠賀川の堤防の真横なのです。それでかなり重大な決断を飯塚市としてはしたものだと思うわけです。今後７０年ぐらい使う施設でしょう。７０年間、水害がそこで起こらないという確信を持っておるのかどうかもあるのだけれど、地元とはどういう話し合いをしたのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　平成２７年９月３０日に幸袋防災コミュニティセンターの建設についての要望書が提出され、その後、立地や運営のあり方について、幸袋まちまちづくり協議会のメンバーで構成されるビジョン委員会において、地元住民による議論がなされました。委員会は平成２７年度から平成２９年度までに１７回実施されています。そのような議論を経て、平成２９年１０月６日に提出された幸袋防災交流センターの建設についての要望書の中に、目尾地区への建設という具体的な記載がなされております。最終的に平成３１年１月末に、旧目尾小学校跡地に交流センターを建設する計画で進めていこうと決定いたしました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこが今回議案にかかわる場所なのですね。堤防の真横ということなのです。そこに防災センターをつくる。堤防の上につくるのではないのです。堤防の下につくるのです。それで、地元の皆さんはどういったメリットとデメリットを考えながら要望を出されたのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　メリットにつきましては、市有地のため用地購入が不要。目尾地域の拠点施設、現在ありませんので、拠点施設となるのではないか。体育館や運動場がある。そういったものの活用が可能ではないかというふうなことがメリットでございます。

デメリットとしましては、幸袋地区としては端のほうになるということ。それから先ほど質問者が言われましたように、河川に隣接しているというふうなデメリットは、この地域の話し合いの中であっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　メリットの１番は市役所的発想ですね。一番深刻なのは、幸袋の端っこにあるとかいうのは間違いですね、そういう、その言い方は。相対的なものですから。それで、地元の方がデメリットで挙げられた２番目について、それをどうしたらカバーできるというようなものをつけて、飯塚市には要望を出されたわけではないのですか。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　そこの要望はつけて出されたわけではございません。ただ河川に隣接しているため、地域の方もそのあたりの認識はある中でも、やはりメリット、目尾小跡地へのやはり、体育館や運動場の活用、そういったものでやはり活性化を図りたいというほうを取られたというふうなことで、要望書を提出されたということでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その要望を受けて、市としては、地元の方はそれなりの判断をもって市に要望されたのでしょうけれど、市が税金で防災センターを建てるのに堤防の真横、真下と言ってもいいね、につくるということについて、市の判断はどうなのですか。そのデメリットの問題、災害との関係で、市の判断。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　河川に隣接しており、ハザードマップ上では氾濫流想定区域ぎりぎりの箇所との認識は市としてもございましたが、この場所は元目尾小学校ということで学校敷地であり、浸水したことがないということ、それと地盤的に申し上げましたら、裏側、南側の道路よりも１メートル程度ＧＬが高いということで、建設可能ということで判断しました。また、この区域につきましては、浸水想定が０．５メートルから３メートルということで、比較的浸水も深くつからないというふうなこともございましたので、そのようなことからこの場所で建設ということで決定させていただいたものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その判断については、今、国との協議、あるいは福岡県との協議については述べられておりませんけれど、国・県との協議はどうですか。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　国・県ということでございましたけれど、補助金等につきましては県のほうを通じて行った中で、特に立地についての指摘はあっておりませんが、国につきましては、やはり浸水等が懸念される地域でございますので、私どものほうも遠賀川河川事務所のほうの確認に行きましたところ、ハザードマップ上で想定ぎりぎりのところでございますが厳密に地図等を解析していただきまして、この場所に関しましてはぎりぎりですけれども大丈夫な高さがある。また、構造物そのものがコンクリートの構造物になっておりますので、重量的にも十分な力が加わったとしても、倒壊等の可能性もないということで、そのような協議はしてきた経緯がございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ここはぎりぎりというわけでしょう。ぎりぎりを超える事態が今、起きる時代になっているわけですね。だからそのぎりぎりというのが、ぎりぎりはだめなのではないですかという心配をするわけです。そしてここは避難所になるわけですかね、どうですか。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　指定避難所になるものでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。（発言する者あり）よろしくお願います。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　避難所である交流センター、災害が予測されるとき、あるいは生じてしまったときに、それぞれについてどういうような手だてをとるのか。そういうようなことは検討されていますか。これを最後にしましょう。

○議長（松延隆俊）

　地域振興課長。

○地域振興課長（松下利之）

　先ほど申し上げたように、十分なコンクリート構造物でございますので、十分強固な建物でございます。そのため事前避難、十分な周知を行いまして事前避難を促しまして、早めに避難誘導する。その後、万が一ですけれども水が来そうな状態になったときには、垂直避難ということで２階のほうに避難していただいて、一定の浸水が引くまで２階のほうで避難をしていただくというふうなことで、何とか浸水被害をかわしていきたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第８４号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「議案第８４号　土地の処分（地方卸売市場跡地）」、１点目はこの２１億円売買の経過、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　議案上程の経過につきまして、市場跡地への企業誘致の取り組みの中でご説明いたします。市場跡地の活用につきましては、平成３０年１２月に策定いたしました菰田・堀池地区活性化基本方針に基づき、民間活力の積極的な活用を図るため、平成３１年３月の庁議におきまして、企業誘致に取り組むことを決定し、令和元年５月７日に株式会社イズミから筑豊地域での出店を検討していると、市場跡地での出店を検討したい、また飯塚市にお伺いしたいとのお話がありましたが、現段階では面談できない旨をお答えし、その後直接お話を伺うとの趣旨で、５月３０日に同社を訪問し、同社の社長から直接、ご意向を確認いたしまして、令和元年７月の企業誘致推進会議以降、同社を候補者として誘致活動に取り組んでまいりました。令和元年８月から１０月及び令和２年１２月に地元の皆様へ進捗状況のご報告をさせていただきつつ、あわせて商店街や関係機関への説明、意見交換を行い、令和２年１１月２７日に同社と締結いたしました「大型商業等施設の立地に関する協定書」の内容に沿って、本年６月１日に同社から大型商業等施設の立地に関するご提案、提案書を受けたところでございます。その後、提案書の内容を確認の上、その内容についてご説明するため、７月９日、１０日に市民説明会を、７月１０日に商業関係者説明会を開催し、あわせて不動産売買に関する取り組みを進めまして、今回、土地の処分に関する議案を上程させていただいたところでございます。なお、土地の処分にかかわる手続につきましては、市長を本部長といたします企業誘致推進会議に諮り、財産管理審議会での審議の上、２１億円の提示額を同社に提示いたしまして、令和３年７月１２日に締結いたしました不動産売買仮契約書において相互に合意しまして、土地処分の議案を上程させていただいたところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　公有財産審議会ではどういう意見、議論が出ましたか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　公有財産調整委員会で所管がえを行っておりますが、市の財産管理審議会におきまして、２１億円の処分価格につきましては適当であるということで結論をいただいております。議論につきましては、面積等あるいは財産等、現状有姿でありますので、そういったところの確認の説明を行ったところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　２１億円について、そういう説明をしたということなのだけれど、その説明をここでしてくれますか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　提示したときの―――。ちょっとすみません、質問の意図が、もう一度お願いします。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　市の内部で協議するのに、審査するのに報告をしたわけでしょう、これで２１億円ですという。それをここで説明してくださいと、その金額の根拠、２１億円の。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　全く同じ説明とはちょっとならないのですが、概要といいますか、この金額、処分価格のどうやって決めたのかというところかと思いますので、その点についてお答えいたします。処分価格につきましては、現状有姿での売却となりますことから２１億円と、売却となるという説明をした上で、２１億円ということでお話をさせていただいております。まず、２１億円が妥当なのかというところを路線価と公示地価からご説明いたしました。市場跡地隣接の道路にかかわる相続税路線価から地価を算定いたしますと、国税庁のホームページに記載しておりますが、相続税路線価は土地の価格の８０％程度を目途に評価されておりますので、この相続税路線価の８割で割り戻した場合の市場跡地の更地価格は、１平米当たり３万円、合計で１６億６千万円となり、また国土交通省が適正な地価の形成のために公表しております公示地価につきまして、飯塚駅前の商業地の公示地価は１平米当たり４万２９００円となりますが、今回の処分価格、設定価格における更地価格はこの金額を上回る金額となっております。また、価格設定の参考にした数字につきましては、不動産鑑定評価となりますが、今回、平成３１年の不動産鑑定評価とともに、令和元年の不動産鑑定による調査価格の２回の評価を実施しております。平成３１年の鑑定評価におきましては、現在の土地の価値、現在、準工業地域としての土地の評価が出ておりましたが、これは先ほどご説明いたしました相続税路線価程度の金額でございました。その後、私どもが企業誘致として取り組ませていただき、大型商業等施設の開設、運営といった土地活用の取り組みが進むことを前提といたしまして、令和元年に市場跡地の将来的な土地利用を想定し、具体的には都市計画法上の用途地域、商業地域に変更いたしまして、大規模集客施設の立地ができるような形、これを前提とした調査を行いまして、この調査結果を参考として、土地処分価格を設定したというところの説明をしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　現状での確たる根拠があるわけではなくて、将来の地域振興などを含めた額ということなのですね。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　おっしゃるとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　目分量ということなのでしょうけれど、そういうこともあるかもしれないのだけれど、その不透明感を残してはならないと思うのでね。それで、この金額そのものもあるのだけれど、その見積もりの仕方について、市民が共感を今の段階で覚えているかどうかというのは、あるいは今後、理解を得ることができるかどうかについて、どういうお考えか市長にお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　この土地の処分につきましては、７月の市民説明会の初日に、市民の方からお尋ねがあっております。その際に、譲渡することで手続を進め、今後、市議会に議案として上程させていただく旨を回答しまして、それ以降の市民説明会、それから商業関係者の説明会におきましては、私どものほうでこの土地につきましては譲渡することとして、今後、取り組みを進めていきますということのご説明をしております。こういったところで、この土地の処分に関して、その際、質疑、意見等での反対のご意見等はなく、土地の処分に関しましては市民の理解をいただいているというふうに考えております。また、８月２６日に処分価格を含めた土地処分議案の内容についての新聞報道もございましたが、特に問い合わせなどもあっておりません。市の商店街連合会からも賃貸では撤退のリスクがあるとのことで、譲渡を行うとのご要望もあっておりますし、また、９月１日の自治会連合会のご説明の中では、２１億円で今議会に上程させていただいているというお話もさせていただく中での反対といった意見もあっておりません。このようなことから、市民の皆さんから理解をいただけるものとして、今回議案を上程させていただいているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　進出そのものについても、お話がありました。それについて、第一に聞いておきたいけれど、中心商店街からは白紙撤回を求めるという要望が出たことがありますね。これについては今どうなっているのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　商店街連合会からは、令和元年８月２６日に誘致する計画を白紙に戻すよう要望書が出まして、９月に大型商業施設の誘致に取り組んでいく旨の回答書を提出しております。商店街の皆様とは、昨年１０月から中心商店街活性化に関する勉強会を定期的に開催しておりまして、その中で連携方策についても検討しているところであり、大型商業等施設の開設につきましては、商店街のご意向を踏まえた連携策を検討する中で、一定のご理解をいただいているというふうに認識をしておりますし、今後、商店街を含めた商業関係者の皆様と連携協議会を、飯塚市が主体となりまして連携協議会を設置いたしまして、連携策の検討とその具体的な実現について協議してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　飯塚市と市民が力を合わせて頑張れば、共存共栄の可能性はあるかもしれない。しかし、利益追求で頑張っている会社でしょうから、どうしてもという場合は撤退ということに、自分の土地であろうと何であろうと撤退するときは撤退する危険性はあるわけです。そういった点でいえば、特段の市の取り組みがなければ、この共存共栄の選択を企業にとってもらうということが難しくなる危険性は同居していると思います。最後ですが、進出に当たった総事業費については聞くことができませんけれども、２１億円については、イズミの資金調達はどうなっているか聞いていますか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　株式会社イズミにつきましては、２１億円につきまして、全額自己負担でお支払いするということを確認はしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　自己負担とはどういう意味ですか。自己資金とか、融資を受けるとか。

○議長（松延隆俊）

　企業誘致推進課長。

○企業誘致推進課長（早野直大）

　融資を受けず、全額自己資金で対応されるということで確認をしております。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「議案第８５号」から「議案第８８号」までの４件については、いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。「認定第１３号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「認定第１３号　令和２年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」についてです。コロナ禍での水道事業だったということが最大の特徴としてあると思うのですけれども、まず経営状況については損益計算書の推移の特徴をどう捉えているのか、簡潔に説明していただければと思います。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　営業収益につきましては、人口減少により給水人口の減少や節水機器の普及により給水収益が減少しております。営業費用につきましては、物価等の上昇による労務費、修繕費、薬品費等が年々増加傾向にあります。令和２年度の給水収益は前年度と比較して約６００万円増加しておりますので、その分などで前年度よりも損失額が減っておりますが、平成３０年度から３年連続赤字となり、厳しい状況となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　根底にコロナ化の影響を、この決算からは感じ取ることができませんか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　コロナウイルス感染症の影響で、企業等の大口利用者の使用料は、企業活動の自粛等により減少しておりますが、家庭での水道使用料は、外出自粛や手洗いなどにより増加しており、そのため、令和２年度の給水収益が前年度より増加したのではないかと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それは数字を出せますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　給水収益の収入状況で昨年度と比べ、一般の家庭で使われている１３ミリ、２０ミリの口径の分の調定額がふえたことにより、そのように判断いたしました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　法人、事業を営んでいる側の水道料負担は減ったということですね。使っていないのだから、負担は減ったでしょう。一方で減った分を、家庭用というか市民の水道使用がふえたのだから、それを埋めている。それを埋めきったかどうかわからないけれど、埋めていないから１億円赤字なのでしょうけれど。企業のほうは水道料が減っているけれど、市民の側は水道料がふえているわけですね、コロナのもとで。これはこの損益計算の中で見えにくいけれども、最大の特徴ではないかと。この現実を捉えておく必要があるのではないかと思ったわけです。それから次は剰余金の推移について、特徴をどう捉えておられるか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　利益剰余金は赤字決算が続き、積み立てすることができず、赤字補填しているため減少しております。資本剰余金については負担金対象の工事の増減による影響を受けますが、ほぼ一定となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　剰余金については議会の議決を得れば、処分できる対象は剰余金全体の幾らの中で、議会の議決を受ければ処分することができるものはどれぐらいあるのか、この場で答弁してください。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　議会の議決を得ている資本剰余金については、現在４億６２６８万８８３２円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはちょっと確認しますけれど、議会の議決を得れば処分することができる剰余金だということですね。間違いないですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　議決を得て処分することができますけれども、資本剰余金とは本来、資本金、資本取引によって企業内に留保された剰余金によるものですので、利益剰余金のように赤字補填するものではないと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後段のほうは次聞こうかなと思ったけれど。だから今言われた額は議会の議決があれば処分することができると。使途は決められているんですか。その処分は議決が認められるけれど、何に使ってはだめ、何に使うべきだとかいうことは決められているのですか。

　わからないということなので、次にいきます。それで、今、決算を扱っていますからね。昨年８月２６日付で監査委員意見書が出ました。あなた方はそれを土台にして市長からの諮問を企業管理者に出して、そして水道料金の適正化ということになっていくのだけれど、そのときに監査委員は水道料金の適正化が必要ですよという根拠として、どういうことを言っていたのでしょうか。今度の決算がその意見との関係で当年度になるけれど、どういうような関係になっているかお聞きしたいわけです。監査委員意見、昨年の報告ね。いや、わからないなら、わからないでもいいよ。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　前年度の監査委員の意見とは、今年度の決算とは関係はありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　後でかかわってきますからね。そこで、次は施設更新にかかわることなのです。決算年度中の実績、主なものをお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　水道管路の更新につきましては、布設がえ工事として５億５８８８万円を実施しております。また、浄水場等の水道施設の主な事業としましては、津原導水ポンプ場の電気設備改良工事など、３億９３９９万円を実施しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　決算は、計数が正確であるか、予算が適正に執行されたかどうかということと同時に、次の予算編成に教訓を生かしていくということがあります。そこで、決算年度中の実績、今少しお話がありましたけれど、今後の見通しについては、ちょっと中・長期的に見て５０億円かかるとか、１００億円かかるんですとかいうふうに言われていましたけれど、それはどういうような計算をすると、そういう数字が出てくるのですか。どういう計算をしたのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　水道管路の更新につきましては、経過年数、指定避難所や救急指定病院等の重要給水施設への経路、また過去の漏水状況等により、計画的に実施していくように計画しております。浄水場等の水道施設につきましては、太郎丸浄水場、鯰田浄水場など、令和２１年度から令和３０年度の１０年間で約１００億円の大規模改修を計画しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜委員。

○８番（川上直喜）

　先ほど紹介した監査委員、８月２６日付のやつは管路の問題とか浄水施設の問題とかを述べて、２つ言っているのです。大規模災害対応のために考えないといけないですと言っているわけだけれど、これとの関係が５０億円、１００億円の中に入っているのですか。要するに、耐震あるいは水害、その他大規模地震だとか、大規模な水害とかに、防ぐあるいは持ちこたえる。管についてもグレードがいろいろあるでしょう。このぐらいのものを持ちこたえられる管、もっと強い管、強い管は柔軟性を持っているやつでしょうけれど、そういうものを選べば選ぶほど高くなるわけですね。耐用年数も、何十年、１００年に近いものとかになってくれば高くなるでしょう。だから、要するに単価という言い方でもいいと思うけれど、その選びようによっては、５０億円が７０億円にもなるし、１００億円が１５０億円にもなるし、逆に今あなた方が５０億円と言っているやつは、実は３０億円ぐらいかもしれない。１００億円と言っているのは、実は４０億円かもしれない。だからさっき目分量の話をしましたけれど、よくわからない。ここのところは決算ですから、これ以上のことはあれだけれど、市民にわかる話をしてもらわないと、５０億円とか１００億円とか言われたら、何か暗い夜道でばったり怖い人と会ったような気がする。本当ですよ。それから監査委員はもう一つ言っている。予期し得ない事態のためにお金を用意しておきましょうと言っている。あなた方は予期し得ないためにこの決算年度、どうやってお金をためるか考えてくれたことがあるのですか。予期し得ない事態のためにお金をためるのですよ。監査委員が言っているのですよ。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在、内部留保資金が１０億円ありますので、不測の事態の際にはそれを充てるよう計画をしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　企業管理者、今の答弁でいいですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　はい、大丈夫です。今、留保資金と申しましたのは、一般会計等で言えば不測の事態に備えるための財政調整基金的な、全く同じものではないですけれど、そういった種類の資金として捉えております。現在もその資金がかなり不足はしていますので、一定の何か不測の事態に備えた資金の確保、流用資金の確保が必要だというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　もう１０億円あるのでカバーできているという課長と企業管理者の答弁ですので、３５％のアップに余りかかわりがないことだったのだなと。そこで、上下水道事業経営審議会の運営、企業局のかかわりについてお尋ねしたいです。昨年決算年度中の１０月、諮問が出て、３月３日に答申書が出るのだけれど、この上下水道事業経営審議会というのは、あなた方、企業局が非公開でいきましょうという提案をしたために全面非公開になったわけですね。これは間違いがないですね。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　会議の中で提案をして、会議の中で諮って、そう決定をしたものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　いつまで非公開という、全面非公開という提案をしたのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　公開の時期については、企業局で判断させてもらうということで了承を得ていただいております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その結果が、答申書を出すまでということなのですね。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　答申書を出すまでではなく、企業局が公開すると判断するときまでというふうに審議会の中で提案をしております。（発言する者あり）失礼しました、会議については、答申から諮問までの会議について非公開としております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　諮問から答申までね。それで、そういう提案をしたわけです。あり得ないでしょう。それでなぜかというと、水道料金の見直しにかかわることですからということなのでしょう。そしたら、今後も水道料金の見直し、５年ごとにやろうかと言っているのだけれど、あなた方は少なくとも５年ごとに見直しを図るよ、今の方針では。そうすると、そのときは諮問から答申まで全面非公開でいこうという考えですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　一般質問でも企業局長が答弁しましたが、情報公開審査会の答申を真摯に受け止め、本市情報公開条例の趣旨に沿った事務に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　川上議員に申し上げます、ちょっと長くなっておりますので、簡明に質疑をお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　どういう意味ですか。私の質問には真正面から答えていない。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　会議につきましては、会議の公開・非公開については、審議会に諮って決定していきたいと思います。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　あなた方が諮るのですか。企業局は何ですか、主役なのですか、事務局なのですか。あなたは構成メンバーなのですか、企業局というのは、上下水道事業経営審議会の。あなた方が提起して諮る立場があるわけですか、そもそも。ないでしょう。それで、私の質問は５年後になった場合は、５年後だけれど、そのときに真摯に受け止めるとか言うのだけれど、諮問から答申まで全面的に非公開でいきましょうとかいう話を、審議会に持ちかけるのかということを聞いているわけではないですか。真摯に受け止めるということと、そのことは別の質問ですもんね。どうなのですか。やはり諮問から答申まで今回と同じように真摯に受け止めて、今回と同じような提案を審議会にしたりするのかと聞いているわけですよ。

○議長（松延隆俊）

石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

今回、諮問の際には提案という形をしたのはやはりまずいということで、情報公開審査会のほうからも、そういう指摘も受けておりますが、次回の状況が今回と全く同じとは限らないので、ここでお答えするのもどうかと思いますが、私の気持ちとしては次回そういうことを諮問した際には、よくうちの上下水道事業経営審議会に意見をお聞きして、お諮りして、公開にするものか、非公開にするものか、よく皆さんで審議していただきたいというふうには思っております。

○議長（松延隆俊）

　川上直喜議員に申し上げます。質疑が長時間に及んでおりますので、付託される委員会の審査要望として、ちょっとまとめていただくようにお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　わかりました。企業局は言わば諮問した側です。それが事務局をすることによって、上下水道経営審議会などが自主性を奪われるようになってはいけない。だから、この情報をどうするのかということについては、本来、会議の公開が原則であり、非公開とすることができる場合は、こういうようなことに市の情報公開条例の中ではなっておりますというのを、正しく関係の皆さんに伝えて、自分たちが判断できるようにするのがあなた方の仕事ではないかと思うわけです。だから、提案するとかいうことではなくて、情報公開というのはこういう考え方ですということを、委嘱するときに、これは向こうか、選任するときに、この経営審議会はこういうように情報公開については考え方がなっていますというのを伝えるような仕事だというふうに考えます。これは私の見解を述べて、これについての質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。「認定第１４号」及び「認定第１５号」、以上２件についてはいずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

　暫時休憩いたします。

午後　０時　３分　休憩

午後　１時　８分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。「認定第１６号」について、８番　川上直喜議員の質疑を許します。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　「認定第１６号　令和２年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、お尋ねします。

まず、経営状況ですけれども、損益計算書を読ませていただきましたけれども、何か特徴点について、説明をいただくところがあるでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　損益計算書につきましては市の病院事業会計におけるものとなっておりますので、病院運営のために交付される病床分や、救急病院にかかる交付税措置分の交付金を受け入れたりしておるもので、通常の、例年どおりのものとなっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　当年度の純損失が４２８８万７５円となっています。数字を拾うと、入院が４．６％減、外来が１０．７％減、病床利用率は６７．６％で、前年度比でこれも下がって３．１％減ということなのですけれど、この主な要因はどういうことか説明をいただけますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　この令和２年度の純損失４２８８万円につきましては、市の病院事業会計における純損失で、指定管理者における損失ではありませんので、この分は減価償却等による現金の支出を伴わない経費の不足分が損失となったもので、病院事業会計では収益的収支は欠損金を繰り越しており、補填できないため損失額が累積したもので、この欠損金は現金の支出を伴わないため、この欠損金により病院運営への影響等や病院事業会計の資金不足につながるものではありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　わかりました。それで先ほど入院が４．６％減の医療にかかわる状況を述べましたけれども、この主な要因はどういうふうに捉えていますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　新型コロナウイルスの影響により受診控え、手術の先送り等による患者数の減少に伴ったものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　受診控えだけですか。コロナ対応病床がありますね。それで相当な工夫もし、努力もしての体制になっているし、医師、職員の方も大変努力をされていると思うのですけれど、この病院というか、指定管理者というか、に対する特別な支援はどのようにこの間に行われて、数字でどう反映しているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　市からの直接的な支援等はありませんが、新型コロナウイルス感染症患者等受け入れによる病床確保のための補助金等を受け入れております。受け入れた補助金の金額につきましては２億３７６万３千円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これは国から直接のものですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　国からのものと、県を通じてのものとあります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　その時期がいつの時期か、国と県とそれぞれわかりますか、今。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　詳細な日付等はわかりませんけれども、令和２年７月から令和３年３月３１日までにかけて受け入れを行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国と県の内訳がわかりますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　県から交付された金額は１億９５２７万３千円。国からは８０万円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　国からは幾らと言われましたか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　８０万円となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　県からの１億９千万円も、もとは国ということだろうと思いますけれど、国から直接の８０万円というのは、どういったものかわかりますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　福岡県新型コロナウイルス感染症患者等入院受入支援ということで受け入れをしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　これが実感として十分なものであるかどうかについては、また検討の機会があると思いますけれど。

それから次に、医療体制なのですけれど、指定管理者について言えば、もともと、いついかなるときでも医療を受けられる安心を全ての地域の方々にお届けしたいというのが、基本的なスローガンというか、合言葉なのですね。これが単なる僻地医療とかいうだけではなくて、コロナ禍でどう立場を貫けるかどうかということになっていると思うのだけれど。決算年度医療体制の動向の特徴について、コロナとの闘いとの関係で、特にお聞きしておいたほうがいいところがあるかと思うのだけれど、聞かせてもらえますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　コロナ禍ということで特に指数等の増減は通常どおりの増減であり、特別にコロナ禍で増減があったことはありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると飯塚市役所も人の増減は、そう大きくなかったのでしょうけれど、コロナ対策でものすごい仕事量が、事務量がふえてと、この間話がありましたけれど、残業が長時間ふえていくというようなことになっているのだけれど。大変な過重の仕事がふえていく中で、と想定するのだけれど、スタッフがふえていないということであれば、医療スタッフ、ドクターを初めとして、負担が増高しているのではないかと思うのですよ。医師の中で特別な支援をしなければならないというような状況はないのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　コロナの影響により時間外勤務が特にふえたということはありません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　急に医師がいなくなって、勤務が続けられなくなったというような状況のときは、どう対応しているのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　配属されている医師で補って対応しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうするとそれだけ負担が来るか、あるいはその分だけ例えば手術とかができなくなりますよね。だから、それはコロナだけの影響ではないということになると思うのだけれど、そしたらそういう場合は、地域医療振興協会本体が支援をするというルールはないのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　医師の確保につきましては、コロナにかかわらず地域医療振興協会からの応援等があったりしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　地域医療振興協会、そしたら残った医師で対応するのではなくて、勤務が続けられなくなった医師がいた場合は、補充を必ず出すというふうになっているのですか、どこかの病院から。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　必ずということはありませんけれども、必要な医師については順次募集をしているところです。必ず地域医療振興協会から補充が出るとは限りません。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　今の東京のみならず全国的に医療が逼迫している状況の中で、オリンピックをやるのかパラリンピックをやるのかという問題もあるのだけれど。医師の問題としていえば、大変な状況に、命がけの状況になっているわけだけれど、飯塚市立の場合に、容易に募集して集まりますとか、派遣しようと思って、ここからこちらに派遣できるとかいうようにはなかなかなりにくいと思うのだけれど、カバーできないうことではないのですか、どうですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　医師の募集はかけておりますけれども、なかなか必要な科目の医師が集まらないのが現状でございます。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

そういう意味では医師、看護師、その他の医療スタッフをきちんと守るという仕事が指定管理者の側にもいるし、市役所としても、飯塚市としても、職員を大事にすると、保全するというような努力をさまざまな角度からしていく必要があるのではないかというふうにちょっと心配します。

それから、コロナの感染拡大の状況にもよりますけれども、感染症病棟構想を含む、今後の計画や見通しについては、この１年間どういう検討を重ねてきたかお尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　現在、福岡県の要請を受け、病院のワンフロアを新型コロナウイルス感染症の陽性患者受入専用病棟として整備して、病床を確保できておりますので、この形で対応していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それはいわゆる確保病棟になっているわけですか。県が言っている、呼んでいる言葉があるではないですか。その中に入っているわけですか、これは。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　福岡県の要請に応じて確保した病床となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　ベッド数はどれぐらいあるのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　１０床となっております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこで、これはちょっとあれかもしれませんけれど、この間にその関係で第３次医療機関である麻生飯塚病院との連携プレーはどういうふうになっていますか。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２４分　休憩

午後　１時２５分　再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　コロナ等にかかわらず、３次救急と２次救急という役割を果たしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　コロナ感染症対策病床は基本的にどこの管理下にあるのですか。保健所が飯塚病院にしろ、市立病院にしろ、その使用については実質的に管理しているのではないのですか。わかりますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　福岡県の保健所の要請によって、病床棟を確保しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。ちょっと質問については、簡明にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それで、病院長の判断で自分の病院のコロナ感染症対応病棟のベッドの使用を、自分の判断だけで許可できるような状態になっているのですか、今。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　県からの要請に応じております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　じゃあ医院長の単独では病床使用を決めることができないということなのですね。

○議長（松延隆俊）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　コロナ感染全体の話になりましたので、私のほうからちょっとお答えさせていただきますが、コロナの陽性者が病院に入るのか、例えば宿泊療養施設に入るのか、自宅待機になるのかというのは、保健所のほうの判断でやってまいります。ただ、あと病院間で、例えばここの病床についてはもう埋まっていますとかいうことで、なかなか入れないといったような場合は、福岡県本庁のコロナ対策室が、全体の県内の医療の病床の調整をやっているということでございますので、それぞれの個々の病院については県の保健所、または県庁の対策本部のほうからの依頼を受けて、感染者を受け入れていくということになります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そこで、本来こういったことも含めて協議があるところだろうと思うのですけれど、飯塚市立病院管理運営協議会、決算年度も２回行われていますね。それで私は第２回、２月１２日に傍聴しました。それで、会議録がホームページで公開されています。ちょっとわかりにくいので、この会議録を説明してもらえますか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　会議の内容につきましては、議事として、飯塚市立病院の管理運営について、その中で飯塚市立病院の現状、それから２番目として市民等からの意見等について、患者様の声及び回答、待ち時間調査の集計結果、その他として、市立病院の改修事業の進行についての報告をいたしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　会議録は、企業局の場合は何に基づいてこの形式をつくっているわけですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　企業管理課が事務局をしておりますので、この形にしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　何かに基づいて決めているわけではないわけですね。今の話だと企業管理課の責任の範囲内で形をつくっているということですかね。事務規程でこうなっていますとかいうことはないということですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　会議録の形につきましては、情報公開の要領に基づいて行っております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　この会議録の最終決裁責任者は誰ですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　最終責任者は企業管理者になります。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。今、上程されている議案につきましては、委員会に付託され、詳細な審査が行われますので、どうか議案質疑についてはちょっと簡明にお願いします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　それでもう長くなりません。それで、会議録をつくったら決裁印をそれぞれ押していくわけではないのですか。だから最終的には企業管理者と言われたのだけれど、この会議録については企業管理者は判こを押すのかな。自分が決裁権者と、最終決裁権者と認められたけれど、判こを押すのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　供覧の形で会議録の報告はしております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　見たら判こを押すのでしょう、押さないのですか。サインでもする。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　決裁権者として押すのではなく、供覧したということで押しております。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　答弁が乱れているでしょう。企業管理課長は先ほどの答弁と違って、企業管理者は決裁権者としてじゃなくて、見る人ということで回していますということにちょっと答弁が変わったよ。ちょっと正確にしてください。

○議長（松延隆俊）

　石田企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　事務決裁規程上で、課長決裁になったりですとか、部長決裁になったりとかしますけれど、お答え申し上げたのは最終的な決裁、会議録を公表したりする責任者としては、企業管理者であるということでお答えをさせていただきました。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　そうすると会議録は、２月１２日金曜日の６時３０分から７時３０分まで会議があったことになっているのですよ。なっていないのですか。

○議長（松延隆俊）

　企業管理課長。

○企業管理課長（榊　敏江）

　１８時３０分から１９時ごろまで会議、運営協議会を行い、その後、懇談会を行ったものです。

○議長（松延隆俊）

　８番　川上直喜議員に申し上げます。質疑が長時間に及んでいますので、付託される委員会への審査要望としてまとめていただくようにお願いいたします。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　私は傍聴していたわけだから、多分７時８分には終わっています。議長席におられた石田愼二企業管理者が終わりますと、傍聴者は退席してくださいと、事務連絡があるので残ってくださいと言って私は退場したのだけれど、会議録を見るとそれから２０分程度、一旦終わって傍聴者を出して、第３回協議会をやったということになってしまうわけですね、これを見れば。それで２０分間何を協議したかということになるのだけれど、どうもこの会議録を見ているとその他の協議内容、質疑事項、コロナ禍での改修工事が設計どおり無事に完了した旨が報告されるというのは、これは私も聞きました。だから、協議会の中でやっているでしょう。しかし、冒頭、看護部長が入ることについては、規則の何条に基づいてというのは報告はあったけれど、自己補充的にここに書いているのは、今後の質疑充実を図るために、市立病院副院長、看護部長を次回より委員として加える見直し案が承認されたというのは、議長の企業管理者が閉会宣言するまでの間にはなかったと思う。承認されていない。しかも、市長が任命するべきこの諮問機関のメンバーについて、自己補充的にこの協議会で委員より委員構成の見直し案の提起があって、協議して、次回より委員として加える見直し案が承認されたと。市長の選任委嘱行為というのがいつ行われるのか、いつ行ったのかというのがあるのです。ここのところは企業局の透明性のある役割発揮、また、あるべきルールに基づく役割発揮がきちんと行われているかという、このことが問われるような局面だと思うのです。それでぜひ、これはどこに行くのですか。経済建設委員会においては、きちんと審査してもらいたいし、説明もきちんとしてもらいたいというふうに申し上げて質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　質疑を終結いたします。本案２０件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

　「議案第９３号　令和３年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

　ただいま上程されました予算関連議案につきまして、追加議案と記載されております一般会計補正予算書により提案理由の説明をいたします。今回の補正は、令和３年８月の大雨災害に係る災害復旧等に要する経費、及び新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を補正するものでございます。

３ページをお願いいたします。「議案第９３号　令和３年度飯塚市一般会計補正予算（第６号）」につきましては、第１条で既定の予算総額に１１億６３７７万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を７７８億１３６万１千円とし、第２条で繰越明許費を、第３条で債務負担行為を、第４条で地方債を補正しようとするものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。以上簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（松延隆俊）

　提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は、議案付託一覧表のとおり総務委員会に付託いたします。暫時休憩いたしますので、その間において、委員会の開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後　１時４０分　休憩

午後　２時４８分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。常任委員会に付託しておりました「議案第９３号」を議題といたします。「総務委員長の報告」を求めます。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　総務委員会に付託を受けました議案１件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業について、ＰＣＲ検査と抗原検査はどのように使い分けをするのかということについては、ＰＣＲ検査は、行政検査の対象とならない感染者が発生した対象事業所に対し検査を行い、抗原検査は、風邪のような感染の疑われる症状の対象者に検査を行うという答弁であります。

次に、ＰＣＲ検査キットの郵送料の費用はどのようになるのかということについては、感染者が発生した対象事業所の従事者には発生するが、対象事業所の子どもの郵送料は本市にて負担するという答弁であります。

次に、農業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業費について、白門井堰は、仮設揚水ポンプ燃料費の計上となっているが、井堰本体の復旧はどのようになるのかということについては、井堰本体の復旧は、河川を止水し工事を行う必要があることから、新年度予算において計上を考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は「議案第９３号　飯塚市一般会計補正予算（第６号）」に賛成の立場から討論を行います。災害復旧対策予算の計上は当然ですが、今回、予算計上となった新型コロナ感染症対策事業はかなり規模は小さいとはいえ無症状者に対する当面の方向性としては、いずれも重要であります。とりわけ、大人と子どもの社会生活の各分野において、条件付とはいえ、無症状の場合にも検査を行う方向へ足を踏み出したことを、この１年間、この重要性を訴え、財政出動を訴えてきた立場から歓迎するものです。介護サービス、高齢者向け入居施設、障がい者福祉サービス、さらに保育所、こども園、届出保育施設、幼稚園、子育て支援センター、つどいの広場、放課後等デイサービス、福祉型障がい児入所支援事業所、児童クラブ、小・中学校など子どもの施設において、子どもと大人を対象にしたことはデルタ型の特性に対抗する上で極めて重要です。

コロナ禍から命と暮らしを守る役割の大切なセンターを守るためにも、市職員を対象にしたことも、大変大切です。今後、デルタ型の大きな波とともにミュー型、カッパ型などさまざまに変異した新型コロナが押し寄せる状況もあります。希望する人が安全に速やかに受けられるワクチン接種体制を整えるとともに、ワクチン頼みに陥ることなく、無症状者に対する、大規模な繰り返し何度でも検査できる体制とそのための財政出動も必要です。

私はこの際、検査によって感染が確認され、隔離、看護が必要になった市民が安心できるよう県央に位置し、交通の便もすぐれ、感染症に対応できる医療や保健所など、ネットワークの集積がある本市に臨時医療施設及び宿泊療養施設の設置とともに、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の保健所の機能強化を国及び県に強く求める立場を表明し、討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

　ほかに討論はありませんか。

　（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第６号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

全会一致。よって、本案は、原案可決されました。なお、これに伴い本案並びにさきに上程されておりました「議案第７３号　令和３年度 飯塚市一般会計補正予算（第５号）」につきまして、それぞれ補正番号の修正及び既定予算額等の計数整理が必要となります。

お諮りいたします。「議案第９３号」並びに「議案第７３号」にかかわる補正番号の修正及び既定予算額等の計数整理につきましては、会議規則第４１条の規定に基づき、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって「議案第９３号」並びに「議案第７３号」にかかわる補正番号の修正及び既定予算額等の計数整理につきましては、議長に一任されました。

ただいま議長に一任いただきました補正予算議案の補正番号の修正及び既定予算額等の計数整理につきまして、サイドブックスに掲載しております資料のとおり、「議案第７３号」の補正番号が５号から６号に、「議案第９３号」の補正番号が６号から５号にそれぞれ変更等となります。詳細につきましては資料のとおりでありますので、ご了承願います。

提出されております請願が２件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第３号」は総務委員会に、「請願第４号」は議会運営委員会にそれぞれ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後　２時５６分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一

契約課長　　東　　　剛　史

財政課長　　落　合　幸　司

地域振興課長　　松　下　利　之

企業誘致推進課長　　早　野　直　大

飯塚駅周辺整備推進課長　　大　井　慎　二

文化課長　　坂　口　信　治

企業管理課長　　榊　　　敏　江